



発行 新潟県

**第 63 号**

令和2年8月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

54 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（行政改革課）

訓 令

19 新潟県事務決裁規程の一部改正（行政改革課）

告 示

939 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）

940 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）

941 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）

942 種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）

943 換地処分（農地整備課）

公 告

登録販売者試験の実施（医務薬事課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月21日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第54号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(保健所長への委任)</p> <p><b>第8条</b> 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(124) (略)</p> <p>(125) 食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること（食肉衛生検査センター所長に委任されたものを除く。次号、<u>第128号及び第268号から第271号まで</u>において同じ。）。</p> <p>(126)～(130) (略)</p> <p><u>(130)の2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(130)の3</u> (略)</p> <p><u>(130)の4</u> (略)</p> <p><u>(130)の5</u> (略)</p> <p><u>(130)の6</u> (略)</p> <p><u>(130)の7</u> (略)</p> <p><u>(130)の8</u> (略)</p> <p><u>(130)の9</u> (略)</p> <p><u>(130)の10</u> (略)</p> <p><u>(130)の11</u> (略)</p> <p>(131)～(230)の14 (略)</p> <p><u>(230)の15 動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定による届出を受理すること。</u></p> <p><u>(230)の16</u> (略)</p> <p>(230)の17 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6の規定により、検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(230)の18・(230)の19 (略)</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p><b>第8条</b> 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(124) (略)</p> <p>(125) 食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること（食肉衛生検査センター所長に委任されたものを除く。次号及び<u>第128号</u>において同じ。）。</p> <p>(126)～(130) (略)</p> <p><u>(130)の2</u> (略)</p> <p><u>(130)の3</u> (略)</p> <p><u>(130)の4</u> (略)</p> <p><u>(130)の5</u> (略)</p> <p><u>(130)の6</u> (略)</p> <p><u>(130)の7</u> (略)</p> <p><u>(130)の8</u> (略)</p> <p><u>(130)の9</u> (略)</p> <p><u>(130)の10</u> (略)</p> <p>(131)～(230)の14 (略)</p> <p>(230)の15 (略)</p> <p><u>(230)の16 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定による届出を受理すること。</u></p> <p>(230)の17 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項の規定により、検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。</p> <p>(230)の18・(230)の19 (略)</p>

(230)の20 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項の規定による公表を行うこと。

(230)の21 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第4項（同法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により、措置命令をすること。

(230)の22 （略）

(230)の23 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(230)の24 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第2項の規定により、措置命令をすること。

(230)の25 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第3項の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(230)の26 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の2の規定による第2種動物取扱業の届出を受理すること。

(230)の27 （略）

(230)の28 （略）

(230)の29 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第1項の規定により、必要な指導又は助言をすること。

(230)の30 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(230)の31 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定により、措置命令をすること。

(230)の32 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

(230)の33 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第5項の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(230)の34 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第7項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(230)の35 （略）

(230)の36 （略）

(230)の37 （略）

(230)の38 （略）

(230)の39 （略）

(230)の40 （略）

(231)～(267) （略）

(268) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定により、輸出証明書を発行すること（厚生労働大臣の定める手続により行うものに限る。次号において同じ。）。

(269) 農林水産物及び食品の輸出の促進に關す

(230)の20 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項（同法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により、措置命令をすること。

(230)の21 （略）

(230)の22 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出を受理すること。

(230)の23 （略）

(230)の24 （略）

(230)の25 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(230)の26 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第2項の規定により、措置命令をすること。

(230)の27 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

(230)の28 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(230)の29 （略）

(230)の30 （略）

(230)の31 （略）

(230)の32 （略）

(230)の33 （略）

(230)の34 （略）

(231)～(267) （略）

る法律第17条第4項の規定により、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。

(270) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること（厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。）。

(271) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと（第268号に掲げる事務に係るものに限る。）。

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項の規定により、製造販売業者、製造業者又は医療機器の修理業者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問させること（製造販売業者にあつては薬局製造販売医薬品を製造販売する者に限り、製造業者にあつては医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品、同令第37条の20に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品又は再生医療等製品を製造する者を除く。第14号の5、第16号の2及び第17号において同じ。）。

(14)の2・(14)の3 (略)

(14)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は同法第56条の2第1項に規定する確認の手続に係る関係者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去させること。

(14)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第5項の規定により、薬局開設者、病院等の開設者、製造販売業者、製造業者、販売業者、医療機器の貸与業者又は修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去させること。

(15) (略)

(16) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第3項の規定

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項の規定により、製造販売業者、製造業者又は医療機器の修理業者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問させること（製造販売業者にあつては薬局製造販売医薬品を製造販売する者に限り、製造業者にあつては医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品、同令第37条の20に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品又は再生医療等製品を製造する者を除く。第14号の4、第16号の2及び第17号において同じ。）。

(14)の2・(14)の3 (略)

(14)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項の規定により、薬局開設者、病院等の開設者、製造販売業者、製造業者、販売業者、医療機器の貸与業者又は修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去させること。

(15) (略)

(16) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第2項の規定

により、当該職員に医薬品等の廃棄、回収その他の処分をさせること。

(16)の2～(21) (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

**第8条の2** 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(7)の4 (略)

(8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること（と畜場、食鳥処理場及びと畜場又は食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者のその認定に係るものを除く。）の存する敷地と同一の敷地内に存する食肉処理業を営む施設に係るものに限る。次号、第10号及び第22号から第25号までにおいて同じ。）。

(9)～(21) (略)

(22) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定により、輸出証明書を発行すること（厚生労働大臣の定める手続により行うものに限る。次号において同じ。）。

(23) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第4項の規定により、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。

(24) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること（厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。）。

(25) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと（第22号に掲げる事務に係るものに限る。）。

(家畜保健衛生所長への委任)

**第14条** 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(19)の2 (略)

(19)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第5項の規定により、動物用医薬品等について、飼育動物診療施設の開設者等に対して報告をさせ、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去をさせること。

(20) (略)

(21) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第3項の規定により、当該職員に動物用医薬品等の廃棄、回収その他の処分をさせること。

により、当該職員に医薬品等の廃棄、回収その他の処分をさせること。

(16)の2～(21) (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

**第8条の2** 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(7)の4 (略)

(8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること（と畜場、食鳥処理場及びと畜場又は食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者のその認定に係るものを除く。）の存する敷地と同一の敷地内に存する食肉処理業を営む施設に係るものに限る。次号及び第10号において同じ。）。

(9)～(21) (略)

(家畜保健衛生所長への委任)

**第14条** 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(19)の2 (略)

(19)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項の規定により、動物用医薬品等について、飼育動物診療施設の開設者等に対して報告をさせ、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去をさせること。

(20) (略)

(21) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第2項の規定により、当該職員に動物用医薬品等の廃棄、回収その他の処分をさせること。

(21)の2～(31) (略)

(21)の2～(31) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第3項及び第14条の改正は、令和2年9月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第19号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。ただし、別表第4福祉保健部医務薬事課の部の改正は、令和2年9月1日から実施する。

令和2年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前									
<b>別表第4（第6条関係）</b> (略) 福祉保健部 (略) 医務薬事課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第3項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第3項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)	<b>別表第4（第6条関係）</b> (略) 福祉保健部 (略) 医務薬事課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第2項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第2項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第3項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)										
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第2項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)										
(略) 子ども家庭課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第6項、第31条の6第6項及び第37条第6項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第6項、第31条の6第6項及び第37条第6項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)	(略) 子ども家庭課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第5項、第31条の6第5項及び第37条第5項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第5項、第31条の6第5項及び第37条第5項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第6項、第31条の6第6項及び第37条第6項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)										
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第5項、第31条の6第5項及び第37条第5項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)										
<b>別表第6（第15条関係）</b> (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		専決権限を有する者	専 決 事 項			<b>別表第6（第15条関係）</b> (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		専決権限を有する者	専 決 事 項		
専決権限を有する者	専 決 事 項										
専決権限を有する者	専 決 事 項										

(略)		(略)	
保健所	(1)～(21)の7 (略)	保健所	(1)～(21)の7 (略)
生活衛生課長及び衛生環境課長	(21)の8 動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定による届出を受理すること。 (21)の9・(21)の10 (略) (21)の11 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第7項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。 (21)の12～(29) (略) (29)の2 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第9条の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</u> (30)～(40) (略)	生活衛生課長及び衛生環境課長	(21)の8 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定による届出を受理すること。 (21)の9・(21)の10 (略) (21)の11 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。 (21)の12～(29) (略)
(略)		(略)	

告 示

◎新潟県告示第939号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和2年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
早川 拓也(はり・きゅう)	やすらぎ訪問鍼灸院	上越市大和3-4-2	令和2年7月6日
瀬沼 広幸(はり・きゅう)	南魚沼市立ゆきぐに鍼灸治療院	南魚沼市浦佐4115番地	令和2年7月8日

◎新潟県告示第940号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和2年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
えきまえ調剤薬局	五泉市駅前1丁目3番32号	育成医療・更生医療	令和2年8月1日

◎新潟県告示第941号



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年8月21日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
えきまえ調剤薬局	五泉市駅前1丁目3番32号	育成医療・更生医療	令和2年7月31日

#### ◎新潟県告示第942号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和2年8月21日

新潟県知事 花角 英世

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
11487927569	日奈百合	黒毛和種	1級	上越市 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合
31815010004	ユーロン ウルフ ヤマダB F 2 317-06	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31915010002	ユーロン ウルフ ヤマダB F 2 317-07	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31915010003	ボルダー ヴァンダイク ヤ マダBF 2 379-06	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
32015010001	ハーミテージ ロンス ヤマ ダBF 3 399-04	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
32015010002	ハーミテージ サキ ヤマダ BF 11 246-07	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
32015010003	ハーミテージ アキレス ヤ マダBF 5 366-07	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
32015010004	コーベ ファイアストーム ヤマダBF 3 396-07	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男

#### ◎新潟県告示第943号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業坪野地区に係る換地処分をした。

令和2年8月21日

新潟県知事 花角 英世

## 公 告

#### 登録販売者試験の実施について（公告）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和2年8月21日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 試験日時

令和2年12月23日（水）

午前10時00分から午後3時30分まで

## 2 試験会場

新潟市中央区鐘木185番地10

新潟市産業振興センター

※試験会場は、受験者数により変更となる場合があります。

## 3 試験方法、試験科目及び問題数

試験の方法は筆記試験とし、試験科目及び問題数は次のとおりとする。

試験科目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問
主な医薬品とその作用	40問
薬事に関する法規と制度	20問
医薬品の適正使用と安全対策	20問

## 4 受験資格

本年度の試験は、受験願書の提出時点で新潟県内に在住の方のみ対象とする。

なお、年齢、学歴、経験等は問わない。

## 5 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験願書データ

ウ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ(4.5cm×3.5cm)のものを写真用台帳に貼り、必要事項を記入する。

エ 受験票

記入上の注意に従い、必要事項を記入する。

## (2) 受験手数料

15,000円を新潟県収入証紙により納付する(新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。)

## (3) 受験願書の受付期間

令和2年9月3日(木)から10月1日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、10月1日(木)の消印まで有効とする。

## (4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所

## 6 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票(はがき)を受験者宛に送付する。

## 7 合格発表及び合格通知書の交付

## (1) 合格発表

令和3年2月5日(金)午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉(環境)部、新潟市保健所及び県のホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)において合格者の受験番号を発表する。

## (2) 合格通知書の交付

合格通知書は、令和3年2月5日(金)に合格者全員へ郵送する。

## 8 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示(簡易開示)請求があった場合、次により開示する。

## (1) 開示する項目

科目別得点及び総合得点

## (2) 開示請求の受付期間

令和3年2月5日(金)から3月5日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

## (3) 開示請求の場所

受験願書を提出した場所又は新潟県福祉保健部医務薬事課

## 9 その他

(1) 受験願書等の用紙は、令和2年8月27日(木)から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を

- 同封の上、9月17日(木)必着で請求すること。
- (2) 一旦納付された手数料は、返還しない。
  - (3) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。
  - (4) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所にすること。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター滅菌消毒業務及び物流管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年8月21日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター滅菌消毒業務及び物流管理業務委託 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 履行期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

##### (4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 平成29年1月1日以降、500床以上の病床数を有する病院において当該業務を12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年9月8日(火)午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

#### 5 本件入札に係る参加申請書の提出

(1) 入札希望者は令和2年9月1日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は

郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和2年9月1日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

#### 6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額に契約期間の月数(36)で除して得た額に12を乗じて得た金額の100分10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。